令和２年４月17日

兜倶楽部各位

日本証券業協会

# パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

募集期間：　令和２年４月17日（金）から令和２年５月29日（金）17:00まで（必着）
所管：　自主規制企画分科会
内容：　協会員は、「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」第４条に規定する営業単位毎に営業責任者及び内部管理責任者を配置しなければならないが、同条に規定する営業単位以外の営業単位を定めて営業責任者等を任命し配置する場合には、あらかじめ本協会に所定の様式による申請書を提出し承認を得る必要がある。

営業単位は各社の業態等に応じて各社各様であり、物理的に距離が離れた店舗における取引の承認や帳簿書類のモニタリング等を行うことを可能とする等の新たな管理手法を構築する協会員も出てきているなか、上記申請、承認が協会員の創意工夫を妨げることとならないよう、今般、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合については、複数の社内組織の集合体であっても１つの営業単位として取り扱うことができるようにするため、「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」を一部改正することとする。

パブリックコメントの募集方法
郵送又は協会ホームページ内専用フォームにより募集
郵送の場合：〒103－0027 東京都中央区日本橋２丁目11番２号
日本証券業協会 規律審査部　宛
専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=29

○ 本件に関するお問い合わせ先：　規律審査部　（TEL 03-6665-6778）

以　上

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

# 「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

令和２年４月17日
日本証券業協会

## １．改正の趣旨

協会員は、「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」第４条にて規定する営業単位以外の営業単位を定めて営業責任者及び内部管理責任者を任命し配置する場合には、あらかじめ本協会に所定の様式による申請書を提出し承認を得なければならない[1]。

営業単位は各社の業態等に応じて各社各様であり、物理的に距離が離れた店舗における取引の承認や帳簿書類のモニタリング等を行うことを可能とする等の新たな管理手法を構築する協会員も出てきているなか、上記申請、承認が協会員の創意工夫を妨げることとならないよう、今般、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合については、複数の社内組織の集合体であっても１つの営業単位として取り扱うことができるようにするため、「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」を一部改正することとする。

## ２．改正の骨子

「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正
営業単位の範囲に別表に掲げる形態を追加するとともに別表を新設する。
（第４条及び別表）

## ３．施行の時期

この改正は、令和２年７月１日から施行する。

以　上

[1] 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第10条第２項及び第13条第３項。

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

**パブリックコメントの募集スケジュール等**

**（１）募集期間及び提出方法**

**① 募集期間：令和２年４月 17 日（金）から令和２年５月 29 日（金）17:00 まで（必着）**

**② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。**

**郵送の場合：〒103－0027 東京都中央区日本橋２丁目 11 番２号**
**日本証券業協会 規律審査部 宛**

**専用フォームの場合：**
https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=29

**（２）意見の記入要領**

**件名を「「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正案に対する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。**

**① 氏名**
**② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）**
**③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）**
**④ 意見の該当箇所**
**⑤ 意見**
**⑥ 理由**

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 規律審査部 （TEL 03-6665-6778）

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

# 「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

令和２年４月17日
（下線部分変更）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

**（営業単位の範囲）**

**第４条**　規則第10条第１項及び第13条第１項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位<u>又は別表に掲げるこれらに準ずる単位</u>とする。

１～３　（　現行どおり　）

**<u>別表</u>**

<table>
<tr><td colspan="2"><u>協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等</u></td></tr>
<tr><td><u>１</u></td><td><u>一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等</u></td></tr>
<tr><td><u>２</u></td><td><u>同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等</u></td></tr>
</table>

**付　　則**

この改正は、令和２年７月１日から施行する。

</td><td>

**（営業単位の範囲）**

**第４条**　規則第10条第１項及び第13条第１項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。

１～３　（　省　　略　）

（　新　　設　）

</td></tr>
</table>

参　考

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

**「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』等の逐条解説」の一部改正について（案）**

令和２年４月17日
（下線部分変更）

| 改　正　案 | 現　　行 |
|---|---|
| **Ⅱ．逐条解説** | **Ⅱ．逐条解説** |
| **（２）「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則**<br>（　現行どおり　） | **（２）「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則**<br>（　省　　略　） |
| **（営業単位の範囲）**<br>**第４条**<br>（　現行どおり　） | **（営業単位の範囲）**<br>**第４条**<br>（　省　　略　） |
| なお、令和２年７月１日付の細則第４条の改正により、別表に掲げる営業部店等を営業単位として定める場合には、規則第10条第２項及び第13条第３項の規定による事前の申請書の提出及び本協会の承認を不要とした。 | （　新　　設　） |
| 別表について<br>複数の営業部店等を細則第４条の営業単位と定めることができる場合を明らかにしたものであり、いずれの場合においても、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認めることが必要となる。協会員における業務の適切な遂行が可能であるか否かの判断は、各協会員の個別の業務運営状況を踏まえて行うこととなるが、規則第13条第３項の解説において承認の基本的な考え方として示されている事項が考慮要素として挙げられる。<br>また、別表の１は複数店舗のグループ化を想定したもの、２は店舗内店舗の形態を想定 | |

| 改　正　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| したものであるところ、１に基づきグループ化した複数店舗を単一の営業単位と定める場合には、各店舗間の管理システムの構築状況や移動時間等も考慮要素となる。<br>　別表の適用の可否の判断に迷う場合は、可能な限り早期に事前相談を行うことが望ましい。 | |